

建築基準適合判定資格者の手引き(平成 29 年度版)正誤表

平成 29 年 5 月 18 日現在

ページ	該当箇所		訂正内容
289	2 建築物の各部分の 高さ 上から 8 行目	誤	$15\text{m} \times 1/5 = 3.0\text{m} < \text{玄関の庇の長さ } 2.15\text{m}$
		正	$15\text{m} \times 1/5 = 3.0\text{m} \geq \text{玄関の庇の長さ } 2.15\text{m}$
290	3 用途地域内の建築 制限 上から 11 行目	誤	延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供 し ており適合。
		正	延べ面積の 1/2 以上が居住の用に供 し <u>して</u> おり適合。
290	4 1 階部分の軸組の 構造 (に)欄 上から 1 行目	誤	法第 20 条第四号イ
		正	法第 20 条第 <u>1</u> 項第四号イ
291	5 ホルムアルデヒド に関する有効換気量 上から 3 行目	誤	$328.8 \text{ m}^3 \times 0.5 \text{ 回/h} = 164.4 \text{ m}^3/\text{h}$
		正	$328.8 \text{ m}^3 \times 0.5 \text{ 回/h} = 164.4 \text{ m}^3/\text{h}$
291	5 ホルムアルデヒド に関する有効換気量 上から 8 行目	誤	$97.2 \text{ m}^3 \times 0.3 \text{ 回/h} = 29.16 \text{ m}^3/\text{h}$
		正	$97.2 \text{ m}^3 \times 0.3 \text{ 回/h} = 29.16 \text{ m}^3/\text{h}$
292	計画の概要 a)敷地関係 6. 下から 8 行目	誤	法第 56 条第 1 項第二号の規定による 定 行政庁
		正	法第 56 条第 1 項第二号の規定による 定 <u>特定</u> 行政庁
301	7 容積率 上から 7 行目	誤	$508.30 \text{ m}^2 + 1, 25.05 \text{ m}^2 + 479.05 \text{ m}^2 = 2,012.40 \text{ m}^2 > 1,946.91 \text{ m}^2$
		正	$508.30 \text{ m}^2 + 1,025.05 \text{ m}^2 + 479.05 \text{ m}^2 = 2,012.40 \text{ m}^2 > 1,946.91 \text{ m}^2$
303	8 道路高さ制限 上から 6 行目	誤	勾配は 1.5/1.0 とする。
		正	勾配は 1.5/1.0 とする。 <u>]</u>
303	8 道路高さ制限 上から 10~11 行目	誤	・限度高さ (3.9m+12m+3.9m) × 1.5 = 29.7m ・計画高さ 15m ≤ 29.7m により適合。
		正	・限度高さ (3.9m+12m+3.9m) × <u>1.25</u> = 24.75m ・計画高さ 15m ≤ <u>24.75</u> m により適合。
303	8 道路高さ制限 下から 18 行目	誤	・1.4m + 6m + 6.9m = 14.3m ≤ 20m適用範囲内
		正	・1.4m + 6m + 6.9m = 14.3m ≤ <u>25</u> m適用範囲内
305	9 隣地高さ制限 上から 10 行目	誤	<u>南</u> 側隣地高さ制限
		正	<u>東</u> 側隣地高さ制限
306	10 用途地域内の用 途制限 上から 11 行目	誤	(3)共同住宅及び診療所は、(は)項の建築してはならない建築物該当せず、 適合。
		正	(3)共同住宅及び診療所は、(ほ)項の建築してはならない建築物 <u>に</u> 該当せ ず、適合。
307	11 共同住宅部分の 内装制限 上から 11 行目	誤	第九号の二口に規定する防火設備で区画しているため、
		正	第九号の二口に規定する防火設備で区画さ <u>れ</u> ているため、
308	14 排煙設備の設置 (に)欄 上から 1 行目	誤	令第 35 条
		正	<u>法</u> 第 35 条

※ 赤字は削除(訂正)する部分、青字は追加する部分